

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 ニライ・カナイぬ会

被告 沖縄県

### 第 3 準 備 書 面

2023（令和5）年2月7日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

三宅俊司

同

三宅千晶

#### 目次

第1 本書面の概要 .....	2
第2 本件条例上の公益上の開示義務について .....	2
第3 本件琉球人遺骨の「収集」場所を開示することに高い公益上の必要性が認められること .....	3
第4 祖先の遺骨に係る情報を知る権利を保護することに高い公益上の必要性が認められること .....	19
第5 本件不開示部分を開示することによる不利益は極めて小さいこと .....	20
第6 結論 .....	22

## 第1 本書面の概要

被告は、本件各処分は専ら本件条例7条7号ウに該当するとしてなされたものであると主張しているから、本件訴訟における判断の対象は、被告の主張する理由が「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する」ものと言えるか否かである。

本書面では、仮に「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があったとしても、それが「不当」なものとは言えないこと、換言すれば沖縄県教育委員会は、本件各不開示部分について公益上の開示義務を負っていたというべきであるから、沖縄県教育委員会がこれを行わなかったことが裁量権の逸脱濫用であることについて詳述する。

## 第2 本件条例上の公益上の開示義務について

本件条例は、7条各号の「規定により保護する利益と、当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があり」、「同条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができる」とする（甲29・39頁。なお、甲12・125頁「新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕（抄本）」・125頁）。

そして、「事務又は事業に関する情報（同条第7号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあったとしても、『適正な遂行』でなければ開示することになるとされる（甲29・29頁）。

本件条例7条7号ウは、「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」がある場合には、例外的に不開示とすることができる旨定めているが、仮に開示により「公正かつ能率的な遂行」が阻害されることがあったとしても、それが「不当」ものでなければ不開示事由該当性がないのは言うまでもないが、さらに、仮に「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があったとしても、以下で

主張する本件の事情のもとでは、規定により保護する利益に比して、遙かに当該情報を公にすることの公益上の必要性が高いといえる。

したがって、本件各不開示部分について、沖縄県教育委員会は、公益上の開示義務を負っていたというべきである。

### **第3 本件琉球人遺骨の「収集」場所を開示することに高い公益上の必要性が認められること**

#### **1 本件移管台帳の黒塗り部分を開示すれば、本件琉球人遺骨が何処から「収集」された誰の先祖のものが明らかになること**

##### **(1) 被告の主張及び本件不開示部分記載の情報**

これまで被告は、本件琉球人遺骨は昭和初期に京都帝国大学（当時）の研究者が、沖縄県内に所在する墳墓等から収集したものであることを認め（答弁書・5頁）、さらに沖縄県教育委員会は、本件琉球人遺骨の一部が運天すなわち百按司墓から持ち出されたものであることを認めている（原告第1準備書面・13頁ないし15頁）。

そして、本件移管台帳のうち、現時点において未だ不開示となっている「頭蓋骨標示」には、本件琉球人遺骨の「収集場所」が記されている（甲25）。

##### **(2) 本件移管台帳の「頭蓋骨標示」が記された経緯①：訴外金関氏による琉球人遺骨の「収集」**

訴外金関氏は、1929年1月5日から24日までの間、琉球で多くの琉球人遺骨を収集した。

同人のエッセイ『琉球の旅』から遺骨収集に関する記述を抜粋すると、表1記載の通りとなる（甲14、甲15）。すなわち、訴外金関氏は、表1の「場所」から、「収集内容」記載の遺骨を収集したのである。なお、表の右列「琉球の旅」（甲14）の下の列に記載された頁数は、甲14の頁数を示している。

表1：訴外金関氏による琉球人遺骨の「収集」

ID	時期	収集場所	収集内容	琉球の旅 (甲14)
1	1929. 1.8	運天・百按司墓 第4号洞	出来得るだけ完全なる [...] 数個の頭蓋	236頁
2	1929. 1.10	沖縄師範学校	完全なる頭蓋六個，長骨他若干／出所も 骨面の楽書にて略明白	239頁
3	1929. 1.10	県立第一中学校	頭蓋骨一個，大腿骨，其他数個の短骨／ 宮古島	同上
4	1929. 1.11	運天・ 百按司 墓第1， 6，7，8 号洞	完全にして良質の頭蓋十五個，頭蓋破片 十数個，軀幹四肢骨多数／うち個体所属 の判明せるものは第四号洞の一部	241頁
5	1929. 1.12	運天・百按司墓 第4号洞	出来る限りの材料／昨夜のと合せて十二 箱	245頁
6	1929. 1.14	住吉町・垣花小学 校	不完全頭蓋一個と，数個の軀幹及び四肢 骨	247頁
7	1929. 1.14	首里市・川平朝令 氏宅	城嶽貝塚／大腿骨	250頁
8	1929. 1.15	沖縄師範学校	先般借り残した人骨数個を更に借用	251頁
9	1929. 1.15	首里第一小学校	頭骨二顆（一は首里城下の洞穴中より， 他は浦添村牧湊の山洞前）	252頁
10	1929. 1.19	中城に行く途中の 小岩洞	甕棺／若き女性骨と当歳位の小児骨／ 「道光三，十一月，父比嘉」	255頁
11	1929. 1.19	中城下の岩洞 「そうしのし」	殆んど足の踏み場もない程の骨／ 大風呂敷包数個	257頁
12	1929. 1.19	普天間・農事試験 所	人頭骨二顆	258頁
13	1929. 1.22	赤面原・行路病屍 の埋葬地	午前中四体，午後五体其他頭蓋一顆／ 第一号乃至第六号は骨質脆弱，第七号 以下は良好である。但し第八，九号は 比較的新しく軟部及び衣服の一部は尚 完全消解してゐない／第二，第三号は 奄美大島人，頭蓋一個は伊平屋島人 である	263頁

14	1929. 1.23	西武門・山城婦人科医	所蔵人骨数点を借用	264頁
15	1929. 1.23	瀬長島の岩窟	二個の大風呂敷包	265頁
16	1929. 1.23	瀬長島の岩洞外周	三、四の頭蓋／うち二個は甕棺中	同上

### (3) 本件移管台帳の「頭蓋骨標示」が記された経緯②：訴外許氏による頭骨の計測結果

1975年時点において、表1記載の遺骨は全て国立台湾大学解剖学研究室（当時）に保管されていた。そしてそのうち、「頭骨」については、1948年、訴外許氏により、『国立台湾大学解剖学研究室論文集』第二冊の中で発表されている（甲14・268頁、乙4）。同論文において訴外許氏は、「沖縄本島の88人分（男51，女37）およびその周辺島嶼  $7 + \alpha$  人分の頭骨の計測結果を公表し」ており、「これらの出所は4系統ある」という。

「①金関丈夫収集分：そのうち50人以上は金関が1929年1月に収集したものであり、「本研究の材料は〔…〕金関丈夫博士が1927－1928年琉球に渡り、各地に於いて人骨を蒐集されたものを主とする。然るに周囲の事情は同教授をして永くその材料を手許に置くを許さぬ情勢を齎した関係上、挙げて同材料を著者に委ねこれが調査を命ぜられたのである。」

「②『足立博士が東京人類学教室所蔵琉球人頭蓋（鳥居龍蔵蒐集）に関する Protokoll（金関教授保管）』：Protokoll とは「記録」「調書」の意味である。つまり人骨そのものは依然として東京帝大にあり、金関がもっていたのは、足立文太郎が計測した記録資料のみである。これは『主として中城々下の墳墓頭骨』と伝えられているが、はっきりしていないので、ただ「沖縄本島」と大きく括られて分類されている。」つまり、「足立博士が東京人類学教室所蔵琉球人頭蓋（鳥居龍蔵蒐集）に関する Protokoll（金関教授保管）」につい

ては、訴外許氏が同頭蓋骨を計測したわけではない、ということになる。

「③『熊本医科大学旧蔵の琉球人頭蓋（金関教授保管）』：熊本医大から移管された経緯は不明で、沖縄本島からのものである以上には出所も分からない。熊本医大には、京都帝大の清野謙次のもとで助手をしたのちに1927年に赴任した鈴江懐がおり、京大人脈にもとづく移管だった可能性が高い。」訴外許氏は「数を明記していないが、蘇宗樑が計測した熊本医大由来の側頭骨は9名分である。」

「④『和田格博士が1938年与那国島にて蒐集されし頭蓋』：和田格と宮内悦三は1938年7月に4名の調査助手とともに与那国島で指・掌・足蹠の理紋を採集しているが、その際に「屋島墓」から人骨も収集したものと考えられる。」訴外許氏は「数を明記していないが、蘇宗樑（1949）が計測した与那国島由来の側頭骨は5名分である。」

以上をもとに、1948年に訴外許氏が測定した頭骨を整理すると、表2のとおりとなる。なお、「収集経路推定」記載の「①は金関収集（1929）で数字は表1のIDに対応している。②は東京帝大所蔵（足立文太郎の計測記録）、③は熊本医科大学から台北帝大に移管されたもの、④は金関門下の和田格が収集したものである。」（以上、甲14・154頁ないし156頁）。

表2：訴外許氏（1948）の測定した頭骨一覧

収集場所		男	女	計	収集経路推定
沖縄本島	運天	19	14	33	①金関 1, 4, 5
	那覇行路屍	5	3	8	①金関 13
	瀬長島	2	1	3	①金関 15, 16
	首里		2	2	①金関 3, 8, 9
	東風原村	1		1	(不明)
	山城 (人名)	1		1	①金関 14
	池上 (人名)	1		1	(不明)
	那覇		1	1	①金関 6

	中城		1	1	①金関 10, 11
	沖縄本島 (詳細場所不明)	22	15	37	②東京+③熊本
	小計	51	37	88	
その他	宮古島			1	①金関 3
	奄美大島			1	①金関 13
	与那国島			5+	④和田
	合計	—	—	95+	

**(3) 本件移管台帳の「頭蓋骨標示」に記載された情報：表1・表2記載の収集場所が記されていること**

そして、訴外許氏が「計測した頭骨の一部が、国立台湾大学・同医学院・沖縄県教育委員会・今帰仁村教育委員会の4者の協議にもとづき、2019年3月、国立台湾大学から沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫へと移管された」ものであり、本件移管台帳に「頭蓋骨標示」(甲25)として「収集場所」が記載された遺骨である(甲15・156頁)。

**(4) 小括**

訴外金関氏は、琉球の多くの場所から遺骨を「収集」した(表1)。

その後、1948年には、訴外許氏が、かかる遺骨を含む琉球人等の遺骨を測定した。その結果によれば、当時国立台湾大学医学院には、広く沖縄県全土から「収集」された琉球人遺骨が保管されていたことがわかる(表2)。

そして、2019年に国立台湾大学から沖縄県に返還された本件琉球人遺骨は、訴外許氏が計測を行ったものであるという。

したがって、本件移管台帳の黒塗り部分が開示され、かかる情報と、表1及び表2の情報を照らし合わせることができれば、本件琉球人遺骨が何処から「収集」された誰の先祖のものかが明らかになる。

## 2 本件琉球人遺骨の移管及び現在の本件琉球人遺骨の保管状況

### (1) 本件琉球人遺骨の移管

2019年3月、国立台湾大学医学院から63体の琉球人遺骨が沖縄県教育委員会に移管されたのであるが、2018年11月14日付「国立台湾大学、沖縄県教育委員会並びに今帰仁村教育委員会間における沖縄人骨移管協議書」においては、本件琉球人遺骨が「重要な文化的遺産」と位置付けられ、「当該人骨は埋葬処理されることなく、人類の重要な文化的遺産として永続的に保存される」「台湾大学の専門家は、将来、必要な場合には、適切な手続きおよび同意を経た後、当該人骨に対して人類学への理解を深めるための研究を進めることができる」ことが合意されている（甲30の1、2〔協議書〕）。

なお、同時期に国立台湾大学は、琉球人遺骨とともに、台湾原住民族ブヌンの遺骨64体を花蓮県馬遠村に返還し、再埋葬を認めている（甲31〔松島泰勝『学知の帝国主義 琉球人遺骨問題から考える近代日本のアジア認識』・307頁〕）。

### (2) 現在の本件琉球人遺骨の保管状況

現在、本件琉球人遺骨は、沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫内の保管棚に段ボールに入れて並べられており（甲32〔2019年3月18日付県教育委員会撮影写真〕）、日々の儀礼は一切なされていない状況にある。

さらに、2020年7月には、同センターにおいて、遺族の同意も得られぬままに、本件琉球人遺骨の計測調査が行われてしまっている。

原告共同代表らは、本件琉球人遺骨のうち、百按司墓から持ち出され現在同センターに「保管」される遺骨の子孫である。そのため、2019年4月19日、2020年10月3日には、沖縄県教育委員会に対して、本件琉球人遺骨を直接拝みたいと訴えたが許されず、歩道上で祭祀を行わざるを得なかった。

このように、現在、本件琉球人遺骨は、何の敬意も払われることなく、祀ら

れることもなく、単なる「資料」と同じように、段ボール箱の中に「保管」されている状況にある。なお、アイヌ民族遺骨については、北海道大学にはアイヌ納骨堂や祭祀場が設置され、イチャルパ等の祭祀が行われているし、多くの問題は残っているものの、一部の遺骨についてはコタンに返還された上で再埋葬がなされている（甲33〔北海道大学ウェブサイト〕）。

### (3) 小括

沖縄県立埋蔵文化財センター収蔵庫内の保管棚に段ボールに入れて並べられている琉球人の遺骨は、本件移管台帳に記載された63体の遺骨である。

よって、本件移管台帳の黒塗り部分が開示されれば、琉球・沖縄の人びとが、もしかすると自分の祖先かもしれない琉球人の遺骨が、段ボールに入れられた状態で「資料」として「保管」されていること、同意なく計測調査が行われていること、さらに今後も遺族の同意なく何らかの調査（調査には粉碎した上でDNAを検査することも含まれるものと考えられる）が行われる蓋然性があることを認識できるようになるのである。

## 3 琉球における祖先崇拝と本件琉球人遺骨の「収集」場所情報の重要性

### (1) 琉球における祖先崇拝

大正期の民俗学者である佐喜眞興英<sup>1</sup>は、「琉球の思潮の主なる流は何と云っても祖先崇拝である。出産、結婚、病気、死亡、洗骨等悉く此の思想の表現にあらざるはない。従つて、琉球の如何なる問題を取り扱つても、琉球人の祖先崇拝を十分念頭において之をなすのでなければ殆ど精神がぬけてしまふ。」として、琉球における祖先崇拝の重要性を論じている（甲34〔佐喜眞興英「琉

---

<sup>1</sup> 1893～1925年。宜野湾生まれ。東京帝国大学独法科において穂積陳重の指導を受け、卒業後は判事として福岡、宮崎などの裁判所に勤務した。傍ら琉球の民俗を研究しており、柳田國男の『退読書歴』には、佐喜眞氏の『女人政治考』の論考について、「佐喜眞興英君の著述は、我々が久しく怠って居た大事業の端緒であつた。學界の睡を驚かす警鐘の如きものであつた。」との記述がある。

球の祖先崇拝を論ず」『女人政治考・霊の島々（佐喜眞興英全集）』440頁）。

琉球における祖先崇拝は、「十七世紀後半から十八世紀初中期にかけての大陸からの儒教倫理の導入によって士族階級の身分制度が確立され、父系原理に基づく相続制、位牌や門中墓、祭祀が形成されることになり、それが下層社会へ浸透したものであるとされている。」「このような民衆的営為を宗教的地平において理解すれば、このことは、自らを、祖先・始祖の系譜、時間的な連続という聖なる歴史のなかに位置づけることを意味するものであると理解することができるのである。たとえば、現在でも沖縄本島などでは、神話において語られる聖地を自分たちの始祖のゆかりの地として巡る聖地巡拝が「祖先崇拝」と結びつきながら盛んに行われている」（甲35〔平良直「沖縄の宗教的伝統における中心の象徴と神話的始源：御嶽と神歌の宗教学的的研究」・48頁）。

祖先崇拝の宗教文化は、琉球の人々のアイデンティティの核であり、個人と郷里を繋ぐ重要なものなのである。

## (2) 琉球の葬墓制

琉球・沖縄では「死者はカミになる」といわれている。最終年忌である33年忌を過ぎたり、あるいは「洗骨」を契機にして、ウヤファーフジ（先祖）の死霊がカミ化すると考えられているのである。

「沖縄本島を中心に、三〇～三五年前から火葬が普及した」が、それまで琉球では、まず遺体を入れた棺を洞窟や崖下、墓の内部に置き自然の風化で死者を骨化する「風葬」を行い、数年後に骨を取り出して海水や泡盛などで洗骨し、それから厨子（骨甕）に収納するという「洗骨」の過程を経て、死者を墓に葬っていた。

また、琉球・沖縄では、ウヤファーフジ（先祖）たちが赴く世界を一般に「グソー（後生）」と呼ぶが、いくつかの地域では、墓地のことも「グソー（後生）」と呼ぶ。つまり、ウヤファーフジ（先祖）たちは死後、墓に住んで

いると考えられている（甲36〔赤嶺政信「沖縄の靈魂観と他界観念」・429頁〕）。

琉球における「墓はだいたい共同墓で、家族の共同墓、あるいは一門親族の共同墓、村の共同墓などいろいろあって、そういう血縁的共同墓、あるいは地縁的共同墓になっている」（甲37〔名嘉真宜勝「第二節 沖縄の葬送儀礼」・246頁〕）。カミとなった祖先の骨は、「骨神（ふにしん）」として、聖所である御嶽に祀られることもある（甲36・426頁、427頁）。

### **(3) 現代のウグワン（祭祀儀礼）における墓の重要性**

「洗骨」の風習がなくなり、人口移動により墓の在り方が変化する今日においても、琉球・沖縄では、年間を通じて、ウヤファーフジ（先祖）を祀るウグワン（祭祀儀礼）が行われているのであるが（甲38〔稲福政斉『沖縄しきたり歳時記』〕）、この習俗は、墓に死霊や祖霊がいるという観念なくしては理解されないとされる（甲36・430頁）。

そして、「あの世の家」とも表現される墓は、先祖と故郷の繋がりを示し、祖先崇拜を継続するための原動力になっているとされる（甲39・越智郁乃「墓に用いられるモノと記憶：現代沖縄の造墓からみた墓制の変容」『国立歴史民俗博物館研究報告』191巻・349頁）。

### **(4) 小括**

以上のように、琉球・沖縄における「祖先崇拜」の宗教文化は、人々のアイデンティティを形成し、心の拠り所ともなっている重要なものである。

そして、ウグワン（祭祀儀礼）を行うに際しては、ウヤファーフジ（先祖）やその遺骨が「あの世の家」である「墓」に確かにそこに存在するということが、不可欠の前提となっているから、「墓」にいるべき祖先の遺骨がないということはあってはならない事態なのである。

#### 4 本件琉球人遺骨の返還及び本件情報公開に関する報道の状況

さらに、琉球人遺骨の返還請求について、継続して多くの報道がなされていることに照らせば、本件琉球人遺骨の「収集」場所に係る情報を開示することには、高度な公益上の必要性が認められることは明らかである。

##### (1) 県内の報道状況

原告訴訟代理人が、株式会社ジー・サーチが運営する G-Search データベースサービス等を用いて検索を行ったところ、沖縄県内の新聞社である沖縄タイムス社及び琉球新報社は、2017年から現在に至るまでの約6年間の間に、本件琉球人遺骨を含む琉球人の遺骨返還問題について、概ね以下の報道を行っていることが確認できた。

番号	日付	新聞社等	タイトル	甲号証
1	2017/2/16	琉球新報	京大に琉球人骨 26 体／学者収集 昭和初期から未返還／台湾大にも 33 体	40
2	2017/2/17	琉球新報	アイヌ、琉球の遺骨返還問題／アイヌ、琉球の相違点／ 琉球人骨、議論待たれる	41
3	2017/2/18	琉球新報	アイヌ、琉球の遺骨返還問題／百按司墓／「今帰仁上 り」目的地の一つ	42
4	2017/2/19	琉球新報	京大に琉球人骨／宮城弘樹氏 上村英明氏	43
5	2017/2/20	琉球新報	京大に琉球人骨／遺骨 沖縄に返還を／遺族の意向 記 述なく／人類学者 那覇、中城でも収集	44
6	2017/6/15	琉球新報	琉球人遺骨問題 松島泰勝氏に聞く／国際機関活用し打 開／アイヌの闘いから学ぶ	45
7	2017/8/5	琉球新報	県内議論の深化必要／遺骨返還 各大学と連携模索を	46
8	2017/8/19	沖縄 タイムス	琉球人骨返還の意向／台湾教育部、県に伝える	47
9	2017/9/16	琉球新報	京都大は調査、公開を／琉球人遺骨 アイヌと対応に差	48
10	2017/9/27	琉球新報	遺骨「返還すべき」／百按司墓／目取真氏、研究者を批 判	49
11	2017/11/1	沖縄 タイムス	琉球人骨 63 体の遺骨返還、台湾大に要請へ 沖縄県と今帰仁村	50
12	2017/11/8	琉球新報	遺骨返還後、再埋葬を／百按司墓 県教委に照屋議員	51
13	2017/11/23	沖縄 タイムス	京大記録に琉球人骨／松島龍谷大教授 文書 1 件確認	52
14	2018/1/28	沖縄	琉球人遺骨の返還要求 シンポで植民地主義問うシンポ	53

		タイムス		
15	2018/4/5	沖縄 タイムス	京大に返還協議要請／琉球人骨 今帰仁村教委が文書	54
16	2018/5/19	琉球新報	遺骨返還求め京大提訴／百按司墓持ち去り／研究者ら今夏にも	55
17	2018/5/19	琉球新報	先住民族の権利 焦点／琉球人骨返還求め提訴へ	56
18	2018/5/19	沖縄 タイムス	遺骨返還求め提訴へ 琉球人研究者ら 京大相手取り	57
19	2018/5/29	琉球新報	百按司墓／遺骨 50 体超 持ち出し／1929 年の本紙から判明／京都帝大、返還意向も	58
20	2018/6/8	琉球新報	琉球民族遺骨返還 京大を提訴へ／松島泰勝氏に聞く／琉球の脱植民地化へ／先住民族の権利を侵害	59
21	2018/9/15	琉球新報	遺骨返還提訴へ調査／識者ら百按司墓を訪問	60
22	2018/10/22	沖縄 タイムス	琉球人遺骨返還 奈良で団体発足	61
23	2018/12/2	琉球新報	琉球人遺骨返還、4 日提訴／京大に損害賠償も求める	62
24	2018/12/4	沖縄 タイムス	遺骨返還 きょう提訴 京大相手取り松島教授ら	63
25	2018/12/5	琉球新報	琉球人骨返還 京大を提訴／尚氏子孫ら自己決定権訴え／信教の自由 侵害主張	64
26	2018/12/5	沖縄 タイムス	琉球人骨返還求め提訴 大学教授ら全国で初 京大保管の 26 体	65
27	2019/1/13	琉球新報	遺骨返還「見守って」原告団、百按司墓を参拝	66
28	2019/1/15	沖縄 タイムス	百按司墓を参拝 遺骨返還を祈願／琉球人骨の原告ら	67-1,2
29	2019/2/10	琉球新報	遺骨返還 琉球と連帯／アイヌ協会が呼び掛け	68
30	2019/3/6	琉球新報	京大、争う姿勢／琉球遺骨返還 請求棄却求める	69
31	2019/3/9	沖縄 タイムス	京大側、棄却求める 遺骨返還訴訟 所有権が争点に	70
32	2019/3/9	琉球新報	「植民地主義の表れ」／遺骨訴訟口頭弁論 原告、京大に返還求め	71
33	2019/3/9	琉球新報	「差別にくみするな」／琉球人遺骨訴訟 原告、裁判所に訴え	72
34	2019/3/21	琉球新報	台湾大の遺骨返還／百按司墓など 63 体、県内で保管／県教委「再風葬、考えず」	73
35	2019/3/21	沖縄 タイムス	琉球人骨 台湾大が返還 県埋蔵文化財センター 全 63 体保管	74
36	2019/3/22	沖縄 タイムス	台湾大の琉球人骨、沖縄県へ返還 全 63 体が県埋蔵文化財センターに	75
37	2019/3/27	沖縄 タイムス	琉球人遺骨は風葬に	76
38	2019/4/16	琉球新報	第一尚氏子孫ら遺骨の状況確認／琉球人遺骨問題	77

39	2019/5/2	沖縄 タイムス	琉球人遺骨返還支えて 京大訴訟各地に支部結成	78
40	2019/5/19	琉球新報	原告「供養に不可欠」遺骨訴訟第2回弁論 返還求める	79
41	2019/6/3	沖縄 タイムス	植民地主義いまも 西原町で遺骨返還シンポ	80
42	2019/8/16	沖縄 タイムス	京大の保管継続 学会要望／遺骨返還訴訟の原告は反発	81
43	2019/9/4	琉球新報	「保存承継」要望に抗議／琉球人遺骨返還訴訟 支える会、人類学会批判	82
44	2019/9/4	琉球新報	確認の拒絶に「問題あった」／琉球人遺骨巡り京大校長	83
45	2019/9/8	琉球新報	遺骨返還原告団 百按司墓を参拝／北部で合宿、調査兼ね	84
46	2019/10/3	沖縄 タイムス	琉球人遺骨「文化遺産」台湾大と県・今帰仁教委合意 再風葬訴える子孫反発	85
47	2019/10/3	琉球新報	関東に支援会発足／琉球人遺骨返還請求訴訟	86
48	2019/10/27	琉球新報	県教委と台湾大 遺骨再埋葬せず／百按司墓 昨年合意明らかに	87
49	2019/11/24	琉球新報	琉球遺骨 持ち出し219体／返還目指し団体発足／百按司墓以外も取り組み	88
50	2019/1/5	沖縄 タイムス	琉球人遺骨保管住民監査請求へ	89
51	2019/1/16	沖縄 タイムス	琉球人遺骨保管 県に返還求める 子孫ら20人が監査請求	90
52	2019/3/21	沖縄 タイムス	琉球人骨 台湾大が返還 県埋蔵文化財センター 全63体保管	91
53	2019/4/16	沖縄 タイムス	琉球人遺骨 再風葬求める 龍谷大教授ら 県と折り合い付かず	92
54	2019/4/16	琉球新報	学知が帝国主義を補強	93
55	2019/9/1	琉球新報	琉球遺骨返還で第3回口頭弁論／金城実さん意見陳述	94
56	2021/1/17	琉球新報	琉球人遺骨 進まぬ返還 人類学研究 京都大が収集世界の潮流 乗り遅れる日本	95
57	2021/6/21	沖縄 タイムス	遺骨盗掘問題 考えるシンポ	96
58	2021/6/12	琉球新報	ニライカナイぬ会「京都大収蔵の遺骨返還を求める奄美三島連絡協議会」を呼びかける	97
59	2021/7/27	沖縄 タイムス	再風葬求め監査請求 琉球人遺骨 子孫らが県に	98
60	2021/7/28	琉球新報	「遺骨測定違法」県に監査請求「ニライ・カナイぬ会」	99
61	2021/8/29	琉球新報	遺骨返還訴訟 年度内結審へ 原告、映像資料提出	100
62	2021/9/14	沖縄 タイムス	学知の責任 収集物返還 世界の潮流 過去反省 新たな関係模索	101

63	2021/9/15	沖縄 タイムス	学知の責任 自己決定権を行使し守る遺骨への畏敬	102
64	2021/9/16	沖縄 タイムス	学知の責任 研究者集団 侵略に加担	103
65	2021/9/21	沖縄 タイムス	学知の責任 盗掘の歴史受け伝える	104
66	2021/9/24	沖縄 タイムス	学知の責任 遺骨返還 北米が先駆け	105
67	2021/9/26	沖縄 タイムス	[記者の眼] 琉球人遺骨の返還問題 聖地からの持ち出しに異議 与那嶺功	106
68	2021/10/2	沖縄 タイムス	学知の責任 オーストラリア・アメリカ...遺骨返還、国の関与欠かせず	107
69	2021/10/3	沖縄 タイムス	学知の責任 遺骨を対象とする研究、正当性を得る条件とは	108
70	2021/11/6	琉球新報	国連「沖縄に遺骨返還を」 戦前持ち出し、報告書総会に	109
71	2021/11/11	沖縄 タイムス	「遺骨返還要求は正当」百按司墓盗掘 国連人権理事会が報告	110
72	2022/1/21	琉球新報	「京大保管権限ない」遺骨返還訴訟 原告主張 4月判決	111
73	2022/1/23	沖縄 タイムス	沖縄の遺骨 訴訟結審 百按司墓 京都地裁 4月判決	112
74	2022/1/28	沖縄 タイムス	情報開示求め提訴 琉球人遺骨返還で子孫ら	113
75	2022/4/16	沖縄 タイムス	「百按司墓」遺骨 誰のもの 返還要求訴訟 21日判決	114
76	2022/4/21	沖縄 タイムス	人骨返還きょう判決 京都地裁で百按司墓訴訟	115
77	2022/4/21	沖縄 タイムス	「百按司墓」遺骨の返還請求を認めず 沖縄県今帰仁村の古墳から旧帝国大が収集 京都地裁判決	116
78	2022/4/22	沖縄 タイムス	琉球人遺骨 返還認めず 京都地裁「原告に請求権なし」	117
79	2022/4/22	琉球新報	琉球遺骨返還認めず 京都地裁 解決へ 環境整備促す	118
80	2022/4/22	琉球新報	「遺骨まで返さないのか」返還請求棄却 原告、涙流し訴え	119
81	2022/4/22	沖縄 タイムス	琉球王家の子孫が求めた遺骨の返還「解決へ環境整備を」と京都地裁 旧京都帝大の学者が沖縄の古墳から持ち出し	120
82	2022/4/23	琉球新報	<社説>琉球遺骨返還訴訟棄却/京都大は誠実に対応せよ	121
83	2022/4/23	沖縄 タイムス	社説 [琉球人遺骨返還認めず] 世界の潮流に逆行する	122
84	2022/4/30	琉球新報	遺骨返還訴訟原告側が控訴	123

85	2022/5/1	琉球新報	論壇 今も植民地主義が根底に	124
86	2022/5/1	琉球新報	遺骨文書黒塗り開示求め初弁論	125
87	2022/5/7	琉球新報	「骨は魂と同じ」 兵庫沖縄県人会 返還訴訟で講座	126
88	2022/6/18	琉球新報	遺骨文書黒塗り 県側が争う姿勢 那覇地裁で口頭弁論	127
89	2022/7/6	沖縄 タイムス	「琉球人骨返還 諦めない」 松島教授、国連で説明	128
90	2022/8/19	沖縄 タイムス	県の不開示理由 原告側「抽象的」 琉球人遺骨情報公開で	129
91	2022/9/15	沖縄 タイムス	子孫が琉球人遺骨の返還を求めた訴訟 京大、控訴審で棄却求める「原告に請求権はない」	130
92	2022/9/15	琉球新報	琉球遺骨持ち去り「冒流」／返還訴訟二審 原告、初弁論で陳述	131
93	2022/10/7	沖縄 タイムス	遺骨情報一部開示へ 那覇地裁 県が表明	132
94	2022/10/7	琉球新報	黒塗りの遺骨文書、沖縄県が一部開示へ 百按司墓からの持ち出し巡り那覇地裁で口頭弁論	133
95	2022/12/4	琉球新報	国際人権挙げ返還求める／琉球遺骨訴訟控訴審	134
96	2022/12/14	沖縄 タイムス	琉球人遺骨訴訟、原告側訴え追加 那覇地裁で口頭弁論	135

さらに、新聞報道のみならず、琉球朝日放送や NHK 沖縄放送局でも、琉球人遺骨の返還請求に関する報道がなされている（甲 1 3 6 の 1 ないし 3 [琉球朝日放送のウェブサイト]、甲 1 3 7 の 1 及び 2 [NHK 沖縄放送局のウェブサイト]）。

このように、本件訴訟を含め、琉球人遺骨の返還請求については、5年間で 96 もの新聞記事（年平均 19.2 本、月 1 本以上の記事が出されていることとなる。）が出ていることや、テレビ局でも度々取り上げられているという事実からすれば、琉球人遺骨の返還問題については、琉球・沖縄の人びとの高い関心が集まっていることは明らかである。

## (2) 県外の報道状況

2007年9月、先住民族が奪われた遺骨を取り戻す権利が明記された「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択された。

2008年6月には、日本の衆議院及び参議院において「アイヌ民族を先住

民族とすることを求める決議」が全会一致で可決され、2012年9月には、アイヌ民族の小川隆吉氏らが、北海道大学に対してアイヌ民族の遺骨の返還を求める訴訟を提起した。かかる訴訟については3月25日に和解が成立し、遺骨がコタンに返還されることとなった。

その後も、2014年1月には紋別アイヌ協会会長の畠山敏氏が、同年5月には浦幌アイヌ協会が、2017年7月には旭川アイヌ協議会が、10月にはコタンの会が、2018年1月にはコタンの会と浦幌アイヌ協会が、其々北海道大学や地方自治体、札幌医科大学に対して、遺骨の返還を求める訴訟を提起してきた。

現在、全国の大学からアイヌ遺骨が2020年に開業した「ウポポイ」の慰霊施設に集約されているのであるが（なお、ウポポイの慰霊施設へのアイヌ民族遺骨の「集約」や返還については多くの問題がある。）、このような先住民族の遺骨の返還が全国的な問題となっている背景のもと、琉球人遺骨の返還問題についても、県外の多くの報道機関で取り上げられている。

例えば、2021年9月26日には、株式会社毎日放送が制作した「学知と骨」というドキュメンタリー番組が、2022年7月には、同じく株式会社毎日放送が制作した「骨は誰のものか」が其々放映され、琉球人遺骨の返還問題が広く報道されている（甲138の1及び2〔MBS ウェブサイト記事〕）。なお、これらの番組は、RBC琉球放送でも放映された。

さらに、原告訴訟代理人が、上述した G-Search データベースサービスにおいて「百按司墓 遺骨」との検索ワードで検索したところ、琉球人遺骨の返還問題については、沖縄県外の新聞社等による44の記事が確認された（甲139の1ないし182）。

### (3) 小括

以上のように、琉球人遺骨の返還問題については、「祖先崇拜」の宗教文化や、

アイヌ民族遺骨に係る国内での議論状況を受けて、県内のみならず、県外からも高い関心が集まっているといえる。

## 5 まとめ

「誰の」祖先の遺骨が「何処の」墓から持ち出されているのかという情報は、祖先崇拝の宗教文化を共有している琉球・沖縄の人びとが、高い関心を示す事項である。だからこそ、沖縄県内の報道機関においては、琉球人遺骨に関する記事が多く書かれているのである。

そして、本件のように琉球・沖縄の人びとの高い関心が集まっている事業については、賛否含めて多くの意見が出るのが想定される。だからこそ、被告が本件の事業の継続を考えるのであれば、議論の前提となる、事業に関する情報（本件移管台帳に記載された情報はもちろんのこと、当該事業のために支出する公金の使途に関する情報についても）を適切に開示した上で、多様な意見を踏まえて、事業の実施を検討しなければならないはずである。

したがって、本件各不開示部分に記載された情報については、仮に開示により「公正かつ能率的な遂行」が阻害されることがあったとしても、それが「不当」ということはできないし、仮に「不当に阻害するおそれ」があったとしても、上述の本件の事情のもとでは、公にすることに公益上の必要性があるといえる。

被告が準備書面において、本件琉球民族遺骨の「収集場所」が明らかになると、「百按司墓以外の場所で収集された人骨も注目される」可能性があり、これによって「百按司墓以外の収集場所の人骨の利害関係者からの要望等が増えるおそれがある」と述べている（被告準備書面(2)・3頁ないし4頁）。かかる被告の主張は、被告自身も、琉球では「祖先崇拝」が人々の生活の核となる重要なものであり、だからこそ、琉球・沖縄の人びとの多くがこの問題に関心を抱くであろうこと、すなわち本件移管台帳の不開示部分を開示することについては公益上の必要性があること

を十分に認識していたことの証左である。

#### **第4 祖先の遺骨に係る情報を知る権利を保護することに高い公益上の必要性が認められること**

本件琉球人遺骨のうち、「運天」と書かれている遺骨は、沖縄県国頭郡今帰仁村運天運天原109番に所在する墳墓であり、北山国が同所を支配していた時代（14世紀半ば～西暦1420年代）から第一尚氏の王朝が支配していた時代（西暦1420年代～1469年）にかけての、王族を含む支配層の貴族及び有力者並びにその一族の遺骨が納められているとされる百按司墓から訴外金関氏によって「収集」された遺骨である（甲13・3頁、4頁）。

原告共同代表である亀谷正子氏は、「第一尚氏の王族であった屋比久大屋子の直系の子孫であり、同玉城毅氏は、「第一尚氏の士官であった伊平屋大里の直系の子孫である」（甲13・3頁）から、本件琉球人遺骨のうち、百按司墓に埋葬されていた遺骨は、原告共同代表の亀谷氏及び玉城氏の祖先の遺骨である。

原告・第2準備書面において述べたように、憲法20条1項前段が定める信教の自由には、「信仰者が単独または集団で、宗教上の祝典、儀式、行事、布教等を行う自由」が含まれる。そのため、祖先の遺骨を拝む行為は、憲法20条1項前段によって保護される権利である。

そして、琉球における祖先崇拜の宗教文化のもとでは、祖先の遺骨を拝むという宗教行為は、個人の人格的価値とも密接に関連する重要な行為である。

そのため、原告共同代表である亀谷氏や玉城氏にとって、本件移管台帳に記載された祖先の遺骨に係る情報、すなわち自身の祖先の遺骨が何処にどのような形で存在しているのかを知る利益は極めて大きい。

さらに、祖先崇拜の宗教文化が、琉球の人びとのアイデンティティの核であり、個人と郷里を繋ぐ重要なものである以上、かかる利益は個人の個別的な利益に留

まらないのであって、琉球・沖縄の人びとが宗教行為を行うために必要な情報を、県が適切に知らせること、言い換えれば祖先の遺骨に係る情報を知る権利を保護することについては、高い公益上の必要性が認められるというべきである。

したがって、本件各不開示部分に記載された情報については、仮に開示により「公正かつ能率的な遂行」が阻害されることがあったとしても、それが「不当」ということはできないし、仮に「不当に阻害するおそれ」があったとしても、本件の事情のもとでは、公にすることに公益上の必要性があるといえる。

## **第5 本件不開示部分を開示することによる不利益は極めて小さいこと**

### **1 本件不開示部分(1)について**

被告は、本件移管台帳の黒塗り部分については、「まずは被告自身の調査研究によって本件人骨の収集場所を明らかにする必要がある」と、「現時点の情報を公表した場合、その情報が真実であると認識され趨勢が困難となり、その後の研究にも活用できず、説明を求められても対応することができない状況になることが想定できる」ことを理由に、本件条例7条7号ウの要件該当性を主張する。

そもそも理由の趣旨が不明瞭ではあるが、要は国立台湾大学医学院の調査研究に基づき記載された本件移管台帳の「頭蓋骨標示」が正しいかどうかを被告においても検証する必要がある、という主張であるものと思われる。

しかしながら、2021年3月22日の沖縄県議会厚生委員会においてなされた以下のやり取り（甲183〔文教厚生委員会記録・第1回定例会第4号（2021年3月22日）〕）からすれば、被告の検証結果と国立台湾大学医学院の調査研究に基づき記載された本件移管台帳の「頭蓋骨標示」とに齟齬が生じる事態は生じ難く、また、現時点においても本件琉球人遺骨がどこから「収集」されたかは金関氏の「琉球の旅」からある程度明らかになっているのであ

るから、仮に齟齬が生じたとしても、些細なものに過ぎないのであって、やはり被告が主張するようなおそれが生じることはないといえる。

したがって、本件不開示部分(1)に記載された情報を開示することによる不利益は存在しないか、仮にあるとしても極めて小さいというべきである。

=====

○諸見友重文化財課長 その人骨を採集した研究者は、採集時のことを記した手記を出版しております。この手記によって当時のことがある程度分かっております。この採集行為ということを現在の視点で考えたときに、全ての行為が正当に行われていたのかどうかについてはちょっと断言することができませんけれども、その手記によれば、採集に際して事前に沖縄県庁であるとか警察署を訪問して、この手記によればですけれども、諸般の手続は終わりというように記されておりまして、またその現地調査には地域の警察官などが立ち会っているということから、この手記を読む限りにおいては手順を踏んで実施しているというふうに考えられます。以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみにその手記というのは、何を指しているのでしょうか。

○諸見友重文化財課長 今、手元にその本がありませんので何という名前だったかちょっと分かりませんが、間違いなく出版されている書籍であります。

○瀬長美佐雄委員 それは琉球民族史の琉球の旅、1978年6月10日発行と。このことでしょうか。

○諸見友重文化財課長 そのとおりであります。

=====

○諸見友重文化財課長 まず、その人骨を祖先とすると。ですから今その方々は子孫ということでありまして、実際この 63 体の人骨はその手記によってある程度どこから採集されたということは分かっておりますが、詳しくどこどこのお墓から採集されたということは分かっていないわけでありまして。ということから、現在においてもその子孫というのは明らかになっていないというふうに考えておりますので、今その子孫等の方々とお話をするとか、子孫の方の許可を得てというようなことにはならないというふうに考えております。

## 2 本件不開示部分(2)について

本件で問題となっているのは、令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書に記載された情報であるから、既に予算執行年度は経過している。

そうすると、通常は、既に本件不開示部分(2)に記載された都道府県への渡航や研究機関等調査先への調査は終了しているものと考えられる。

したがって、本件不開示部分(2)に記載された情報を開示することによる不利益はもはや存在しないはずである。

## 第6 結論

以上のように、本件各不開示部分に記載された情報については、仮に開示により「公正かつ能率的な遂行」が阻害されることがあったとしても、それが「不当」ということはできない。

さらに、仮に「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する」おそれがあったと

しても、その「おそれ」は非常に小さく、他方で、本件の事情のもとでは、本件各不開示部分を開示することによる公益上の必要性は極めて大きかったといえる。

したがって、沖縄県教育委員会は、本件各不開示部分について公益上の開示義務を負っていたというべきである。

それにも関わらず、沖縄県教育委員会は、その負うべき開示義務に反して本件各不開示部分を開示しなかったのであるから、裁量権を逸脱濫用したことは明らかであるから、本件各処分は違法である。

以 上

(別紙)

略語：定義

本件処分(1)：令和3年11月2日付でなされた、本件確認・移管検収書及び添付1本件移管台帳についての一部不開示決定をいう。

本件処分(2)：令和3年11月4日付でなされた、令和3年度予算に関する文書についての一部不開示決定をいう。

本件各処分：本件処分(1)と本件処分(2)をいう。

本件不開示部分(1)：訴状別紙不開示目録1記載の、本件確認・移管検収書及び添付1本件移管台帳についての一部不開示決定によって不開示とされた、本件琉球人遺骨の収集場所が記載された部分。

本件不開示部分(2)－1：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書のうち、不開示とされた「研究機関等調査先」が記載された部分。

本件不開示部分(2)－2：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業別概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された部分。

本件不開示部分(2)－3：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業別概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された部分。

本件琉球人遺骨：国立台湾大学医学院から沖縄県に移管されたものであって、本件移管台帳に記載されている遺骨（被告書面においては主に「人骨」と表現されているもの）。

本件移管台帳：国立台湾大学医学院が作成した、沖縄人骨確認・移管検収書の添付1移管台帳（甲8）。

京大訴訟判決：京都地裁令和4年4月21日判決・LEX/DB25572154を

いう。

本件条例：沖縄県情報公開条例をいう。

訴外金関氏：京都帝国大学の人類学助教授であった金関丈夫（かなせきたけお）をいう。同人は、琉球人の人類学的研究のために「琉球人の人骨標本」を作成する目的で、1928年（昭和2年）から1929年（昭和3年）にかけて、沖縄県今帰仁村運天に所在する風葬墓「百按司墓」から遺骨を盗掘した。本件琉球人遺骨は、その後金関が医学部解剖学教室教授を務めた台北帝国大学（現国立台湾大学、1936年～49年まで勤務）において保管されていた遺骨である。

訴外土肥氏：琉球大学医学部元准教授であった土肥直美氏をいう。同人は、1997年、処分行政庁とともに台湾大学を訪れた後、台湾大学医学院解剖学科を中心として行われた人骨資料再生のためのプロジェクトに参加し、台湾大学医学院に保管された遺骨に関する記録の確認や台帳づくりに関与し、2000年8月の国立台湾大学医学院体質人類学研究室の開設に寄与している。その後、2005年から2007年にかけて、台湾大学医学院解剖学科体質人類学研究室の研究者や日本の研究者とともに「台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究」を行っている。

以 上